

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年12月18日 15時30分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸南浜漁港（大久喜地区）東方沖 大久喜港北防波堤灯台から真方位092° 1.1海里付近 （概位 北緯40° 30.0′ 東経141° 39.0′）
事故の概要	漁船海豪丸は、北西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年1月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 海豪丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KO2-7161（漁船登録番号）、株式会社明栄
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 右舷プロペラに擦過傷、右舷プロペラ軸に曲損 定置網 垣網に切損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西北西、風力 4、視界 良好、 気温 約-2.8℃ 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、機械修理を行う目的で、船長が船橋当直につき、風が強く吹いて海面が波立っている状況下、八戸市八戸港に向けて北西進していた。</p> <p>船長は、船内が外気より温かく、船橋の窓が曇った状態で航行を続け、右舷側に多数の定置網の浮き球を認めたのち、船尾に衝撃を感じ、主機を中立運転としたが、本船が八戸南浜漁港（大久喜地区）沖の定置網（以下「本件定置網」という。）の垣網に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、直ちに118番通報を行い、船長及び乗組員3人は、海上保安庁からの救助協力要請を受けた船舶に救助され、本船は、翌日、定置網所有者の漁船により垣網から引き出され、八戸漁港（館鼻地区）にえい航された。</p> <p>八戸南浜漁港（大久喜地区）沖には、定置漁業権がある海域が設定されていた。</p>
分析	本船は、西北西の風が強く吹いて波高約1.5mの状況下、八戸港に向けて八戸南浜漁港（大久喜地区）東方沖を北西進中、船長が、船橋の窓が曇った状態で航行を続けたことから、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、船橋の窓が曇った状態で

	航行を続けた理由を明らかにすることはできなかった。
原因	<p>本事故は、本船が、西北西の風が強く吹いて波高約1.5mの状況下、八戸港に向けて八戸南浜漁港（大久喜地区）東方沖を北西進中、船長が、船橋の窓が曇った状態で航行を続けたため、本件定置網に向けて航行していることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、結露で船橋の窓が曇った際、エアコンの除湿機能を使うことや布等で結露を除去することで周囲を見やすい状態にして適切な見張りを行うこと。 ・ 操船者は、事前に航行予定水域の水路調査を行い、定置網等の存在を把握すること。 ・ 操船者は、航行中、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位を確認すること。